

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月28日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要(市民税・県民税ファイル)</p> <p>6. 特定個人情報の保管・消去</p>	<p><税総合システムにおける措置></p> <p>①庁舎及びサーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された者だけが入場できる場所に設置している。</p> <p>②不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制御することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。</p> <p>③地方税法第17条の5により、更正及び決定の期間が5年間は可能であると定められているため、5年間は保管している。</p> <p>④保存されたデータのバックアップは委託業者により遠隔地へ保管しているが、施錠された専用のケースにて運搬し、秘密保持誓約書を提出させている。</p> <p>⑤保管期間を過ぎたデータについては、本市の判断において、適宜削除を行う。</p> <p><<省略>></p> <p><共通基盤システムにおける措置></p> <p>①共通基盤システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施したサーバー室に設置している。</p>	<p><税総合システムにおける措置></p> <p>①税総合システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施した日本電子計算株式会社のデータセンターに設置している。</p> <p>②サーバー室の入退室には認証システム、監視カメラを用いており、厳重に管理されている。</p> <p>またサーバーラックの鍵は、「入館・入室申請書」にて利用するサーバーラックの申請を事前に行い、借用する。サーバーラック鍵の借用/返却は「サーバーラック鍵センタ管理PHS使用者記録表」に記録し管理を行っている</p> <p>③サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。</p> <p>④OSイメージバックアップデータは専用の物理機器にて保管されており、ネットワーク経由で遠隔地へバックアップを行っている。</p> <p>⑤保守作業上のデータ消去は、物理ディスクは業者へ返却せず、データセンターで一定期間保持し、磁気破壊と物理破壊を実施している。</p> <p><<省略>></p> <p><共通基盤システムにおける措置></p> <p>①共通基盤システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施した日本電子計算株式会</p>	事後	仮想化基盤のクラウド移行による修正

<p>令和6年5月28日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要（軽自動車税ファイル） 6. 特定個人情報の保管・消去</p>	<p><税総合システムにおける措置></p> <p>①庁舎及びサーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された者だけが入場できる場所に設置している。</p> <p>②不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制御することで、認証（ログイン）、認可（処理権限の付与）、監査（ログ運用）を行っている。</p> <p>③地方税法第17条の5により、更正及び決定の期間が5年間は可能であると定められているため、5年間は保管している。</p> <p>④保存されたデータのバックアップは委託業者により遠隔地へ保管しているが、施錠された専用のケースにて運搬し、秘密保持誓約書を提出させている。</p> <p>⑤保管期間を過ぎたデータについては、本市の判断において、適宜削除を行う。</p> <p>≪省略≫</p> <p><共通基盤システムにおける措置></p> <p>①共通基盤システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施したサーバー室に設置している。</p>	<p><税総合システムにおける措置></p> <p>①税総合システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施した日本電子計算株式会社のデータセンターに設置している。</p> <p>②サーバー室の入退室には認証システム、監視カメラを用いており、厳重に管理されている。</p> <p>またサーバーラックの鍵は、「入館・入室申請書」にて利用するサーバーラックの申請を事前に行い、借用する。サーバーラック鍵の借用／返却は「サーバーラック鍵センタ管理PHS使用者記録表」に記録し管理を行っている。</p> <p>③サーバーへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。</p> <p>④OSイメージバックアップデータは専用の物理機器にて保管されており、ネットワーク経由で遠隔地へバックアップを行っている。</p> <p>⑤保守作業上のデータ消去は、物理ディスクは業者へ返却せず、データセンターで一定期間保持し、磁気破壊と物理破壊を実施している。</p> <p>≪省略≫</p> <p><共通基盤システムにおける措置></p> <p>①共通基盤システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施した日本電子計算株式会</p>	<p>事後</p>	<p>仮想化基盤のクラウド移行による修正</p>
------------------	--	--	---	-----------	--------------------------

<p>令和6年5月28日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要(固定資産税・都市計画税ファイル) 6. 特定個人情報の保管・消去</p>	<p><税総合システムにおける措置></p> <p>①庁舎及びサーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された者だけが入場できる場所に設置している。</p> <p>②不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制御することで、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用)を行っている。</p> <p>③地方税法第17条の5により、更正及び決定の期間が5年間は可能であると定められているため、5年間は保管している。</p> <p>④保存されたデータのバックアップは委託業者により遠隔地へ保管しているが、施錠された専用のケースにて運搬し、秘密保持誓約書を提出させている。</p> <p>⑤保管期間を過ぎたデータについては、本市の判断において、適宜削除を行う。</p> <p>≪省略≫</p> <p><共通基盤システムにおける措置></p> <p>①共通基盤システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施したサーバー室に設置している。</p>	<p><税総合システムにおける措置></p> <p>①税総合システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施した日本電子計算株式会社のデータセンターに設置している。</p> <p>②サーバー室の入退室には認証システム、監視カメラを用いており、厳重に管理されている。</p> <p>またサーバーラックの鍵は、「入館・入室申請書」にて利用するサーバーラックの申請を事前に行い、借用する。サーバーラック鍵の借用/返却は「サーバーラック鍵センタ管理PHS使用者記録表」に記録し管理を行っている。</p> <p>③サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。</p> <p>④OSイメージバックアップデータは専用の物理機器にて保管されており、ネットワーク経由で遠隔地へバックアップを行っている。</p> <p>⑤保守作業上のデータ消去は、物理ディスクは業者へ返却せず、データセンターで一定期間保持し、磁気破壊と物理破壊を実施している。</p> <p>≪省略≫</p> <p><共通基盤システムにおける措置></p> <p>①共通基盤システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施した日本電子計算株式会</p>	<p>事後</p>	<p>仮想化基盤のクラウド移行による修正</p>
------------------	--	--	---	-----------	--------------------------

<p>令和6年5月28日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要（収納管理ファイル） 6. 特定個人情報の保管・消去</p>	<p><税総合システムにおける措置> ①庁舎及びサーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された者だけが入場できる場所に設置している。 ②不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに</p>	<p><税総合システムにおける措置> ①税総合システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施した日本電子計算株式会社のデータセンターに設置している。 ②サーバー室の入退室には認証システム、監視カメラを用いており、厳重に管理されている。</p>	<p>事後</p>	<p>仮想化基盤のクラウド移行による修正</p>
------------------	---	--	---	-----------	--------------------------

<p>令和6年5月28日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要（滞納管理ファイル） 6. 特定個人情報の保管・消去</p>	<p><滞納管理システムにおける措置></p> <p>①庁舎及びサーバー室の入口でチェックを行い、サーバーの操作を許可された者だけが入場できる場所に設置している。</p> <p>②不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいうアクセス制御機能としては、ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、さらに認証したユーザに対する認可機能によって、そのユーザがシステム上で利用できることを制御することで、認証（ログイン）、認可（処理権限の付与）、監査（ログ運用）を行っている。</p> <p>③データについては、地方税法の規定により定められた期間保管している。</p> <p>④保存されたデータのバックアップは委託業者により遠隔地へ保管しているが、施錠された専用のケースにて運搬し、秘密保持誓約書を提出させている。</p> <p>⑤保管期間を過ぎたデータについては、本市の判断において、適宜削除を行う。</p> <p><<省略>></p> <p><共通基盤システムにおける措置></p> <p>①共通基盤システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施したサーバー室に設置している。</p> <p>②サーバー室の入退室には認証システム、監</p>	<p><滞納管理システムにおける措置></p> <p>①滞納管理システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施した日本電子計算株式会社のデータセンターに設置している。</p> <p>②サーバー室の入退室には認証システム、監視カメラを用いており、厳重に管理されている。</p> <p>またサーバーラックの鍵は、「入館・入室申請書」にて利用するサーバーラックの申請を事前に行い、借用する。サーバーラック鍵の借用／返却は「サーバーラック鍵センタ管理PHS使用者記録表」に記録し管理を行っている。</p> <p>③サーバーへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。</p> <p>④OSイメージバックアップデータは専用の物理機器にて保管されており、ネットワーク経由で遠隔地へバックアップを行っている。</p> <p>⑤保守作業上のデータ消去は、物理ディスクは業者へ返却せず、データセンターで一定期間保持し、磁気破壊と物理破壊を実施している。</p> <p><<省略>></p> <p><共通基盤システムにおける措置></p> <p>①共通基盤システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施した日本電子計算株式会</p>	<p>事後</p>	<p>仮想化基盤のクラウド移行による修正</p>
------------------	---	---	---	-----------	--------------------------

<p>令和6年5月28日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 (固定資産税・都市計画税 ファイル) 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークを 通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容</p>	<p><共通基盤システムにおける措置> ①各業務システム間での情報連携のために、 各システムの副本データを置くものであり、 各システムが自動連携するシステムであるの で、操作者が直接アクセスすることができな いシステムとなっている。 ②データを抽出する場合、データ利用を希望 する課は、データ主管課の許可、市民情報・ 相談課の承認を得た上で情報政策課へ依頼 し、情報政策課が抽出作業を行う。</p>	<p><共通基盤システムにおける措置> ①各業務システム間での情報連携のために、 各システムの副本データを置くものであり、 各システムが自動連携するシステムであるの で、操作者が直接アクセスすることができな いシステムとなっている。 ②データを抽出する場合、データ利用を希望 する課は、データ主管課の許可、市民情報・ 相談課の承認を得た上でデジタル推進課へ依 頼し、デジタル推進課が抽出作業を行う。</p>	<p>事後</p>	<p>見直しによる修正</p>
<p>令和6年5月28日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 (固定資産税・都市計画税 ファイル) 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託や情報提供ネット ワークを通じた提供を除 く。)</p>	<p><共通基盤システムにおける措置> ①各業務システム間での情報連携のために、 各システムの副本データを置くものであり、 各システムが自動連携するシステムであるの で、操作者が直接アクセスすることができな いシステムとなっている。 ②データを抽出する場合、データ利用を希望 する課は、データ主管課の許可、市民情報・ 相談課の承認を得た上で情報政策課へ依頼 し、情報政策課が抽出作業を行う。</p>	<p><共通基盤システムにおける措置> ①各業務システム間での情報連携のために、 各システムの副本データを置くものであり、 各システムが自動連携するシステムであるの で、操作者が直接アクセスすることができな いシステムとなっている。 ②データを抽出する場合、データ利用を希望 する課は、データ主管課の許可、市民情報・ 相談課の承認を得た上でデジタル推進課へ依 頼し、デジタル推進課が抽出作業を行う。</p>	<p>事後</p>	<p>見直しによる修正</p>

<p>令和6年5月28日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 (固定資産税・都市計画税 ファイル) 7. 特定個人情報の保管・ 消去</p>	<p><共通基盤システムにおける措置> ①各業務システム間での情報連携のために、 各システムの副本データを置くものであり、 各システムが自動連携するシステムであるの で、操作者が直接アクセスすることができな いシステムとなっている。 ②データを抽出する場合、データ利用を希望 する課は、データ主管課の許可、市民情報・ 相談課の承認を得た上で情報政策課へ依頼 し、情報政策課が抽出作業を行う。</p>	<p><共通基盤システムにおける措置> ①各業務システム間での情報連携のために、 各システムの副本データを置くものであり、 各システムが自動連携するシステムであるの で、操作者が直接アクセスすることができな いシステムとなっている。 ②データを抽出する場合、データ利用を希望 する課は、データ主管課の許可、市民情報・ 相談課の承認を得た上でデジタル推進課へ依 頼し、デジタル推進課が抽出作業を行う。</p>	<p>事後</p>	<p>見直しによる修正</p>
<p>令和6年5月28日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 (収納管理ファイル) 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークを 通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容</p>	<p><共通基盤システムにおける措置> ①各業務システム間での情報連携のために、 各システムの副本データを置くものであり、 各システムが自動連携するシステムであるの で、操作者が直接アクセスすることができな いシステムとなっている。 ②データを抽出する場合、データ利用を希望 する課は、データ主管課の許可、市民情報・ 相談課の承認を得た上で情報政策課へ依頼 し、情報政策課が抽出作業を行う。</p>	<p><共通基盤システムにおける措置> ①各業務システム間での情報連携のために、 各システムの副本データを置くものであり、 各システムが自動連携するシステムであるの で、操作者が直接アクセスすることができな いシステムとなっている。 ②データを抽出する場合、データ利用を希望 する課は、データ主管課の許可、市民情報・ 相談課の承認を得た上でデジタル推進課へ依 頼し、デジタル推進課が抽出作業を行う。</p>	<p>事後</p>	<p>見直しによる修正</p>

<p>令和6年5月28日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 (収納管理ファイル) 5. 特定個人情報の提供・ 移転(委託や情報提供ネット ワークを通じた提供を除 く。)</p>	<p><共通基盤システムにおける措置> ①各業務システム間での情報連携のために、 各システムの副本データを置くものであり、 各システムが自動連携するシステムであるの で、操作者が直接アクセスすることができな いシステムとなっている。 ②データを抽出する場合、データ利用を希望 する課は、データ主管課の許可、市民情報・ 相談課の承認を得た上で情報政策課へ依頼 し、情報政策課が抽出作業を行う。</p>	<p><共通基盤システムにおける措置> ①各業務システム間での情報連携のために、 各システムの副本データを置くものであり、 各システムが自動連携するシステムであるの で、操作者が直接アクセスすることができな いシステムとなっている。 ②データを抽出する場合、データ利用を希望 する課は、データ主管課の許可、市民情報・ 相談課の承認を得た上でデジタル推進課へ依 頼し、デジタル推進課が抽出作業を行う。</p>	<p>事後</p>	<p>見直しによる修正</p>
<p>令和6年5月28日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 (収納管理ファイル) 7. 特定個人情報の保管・ 消去</p>	<p><共通基盤システムにおける措置> ①各業務システム間での情報連携のために、 各システムの副本データを置くものであり、 各システムが自動連携するシステムであるの で、操作者が直接アクセスすることができな いシステムとなっている。 ②データを抽出する場合、データ利用を希望 する課は、データ主管課の許可、市民情報・ 相談課の承認を得た上で情報政策課へ依頼 し、情報政策課が抽出作業を行う。</p>	<p><共通基盤システムにおける措置> ①各業務システム間での情報連携のために、 各システムの副本データを置くものであり、 各システムが自動連携するシステムであるの で、操作者が直接アクセスすることができな いシステムとなっている。 ②データを抽出する場合、データ利用を希望 する課は、データ主管課の許可、市民情報・ 相談課の承認を得た上でデジタル推進課へ依 頼し、デジタル推進課が抽出作業を行う。</p>	<p>事後</p>	<p>見直しによる修正</p>

<p>令和6年5月28日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 (滞納管理ファイル) 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容</p>	<p><共通基盤システムにおける措置> ①各業務システム間での情報連携のために、各システムの副本データを置くものであり、各システムが自動連携するシステムであるので、操作者が直接アクセスすることができないシステムとなっている。 ②データを抽出する場合、データ利用を希望する課は、データ主管課の許可、市民情報・相談課の承認を得た上で情報政策課へ依頼し、情報政策課が抽出作業を行う。</p>	<p><共通基盤システムにおける措置> ①各業務システム間での情報連携のために、各システムの副本データを置くものであり、各システムが自動連携するシステムであるので、操作者が直接アクセスすることができないシステムとなっている。 ②データを抽出する場合、データ利用を希望する課は、データ主管課の許可、市民情報・相談課の承認を得た上でデジタル推進課へ依頼し、デジタル推進課が抽出作業を行う。</p>	<p>事後</p>	<p>見直しによる修正</p>
<p>令和6年5月28日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 (滞納管理ファイル) 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークを通じた提供を除く。)</p>	<p><共通基盤システムにおける措置> ①各業務システム間での情報連携のために、各システムの副本データを置くものであり、各システムが自動連携するシステムであるので、操作者が直接アクセスすることができないシステムとなっている。 ②データを抽出する場合、データ利用を希望する課は、データ主管課の許可、市民情報・相談課の承認を得た上で情報政策課へ依頼し、情報政策課が抽出作業を行う。</p>	<p><共通基盤システムにおける措置> ①各業務システム間での情報連携のために、各システムの副本データを置くものであり、各システムが自動連携するシステムであるので、操作者が直接アクセスすることができないシステムとなっている。 ②データを抽出する場合、データ利用を希望する課は、データ主管課の許可、市民情報・相談課の承認を得た上でデジタル推進課へ依頼し、デジタル推進課が抽出作業を行う。</p>	<p>事後</p>	<p>見直しによる修正</p>

<p>令和6年5月28日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 (滞納管理ファイル) 7. 特定個人情報の保管・ 消去</p>	<p><共通基盤システムにおける措置> ①各業務システム間での情報連携のために、各システムの副本データを置くものであり、各システムが自動連携するシステムであるので、操作者が直接アクセスすることができないシステムとなっている。 ②データを抽出する場合、データ利用を希望する課は、データ主管課の許可、市民情報・相談課の承認を得た上で情報政策課へ依頼し、情報政策課が抽出作業を行う。</p>	<p><共通基盤システムにおける措置> ①各業務システム間での情報連携のために、各システムの副本データを置くものであり、各システムが自動連携するシステムであるので、操作者が直接アクセスすることができないシステムとなっている。 ②データを抽出する場合、データ利用を希望する課は、データ主管課の許可、市民情報・相談課の承認を得た上でデジタル推進課へ依頼し、デジタル推進課が抽出作業を行う。</p>	<p>事後</p>	<p>見直しによる修正</p>
------------------	--	--	--	-----------	-----------------